

十二 その他試験場所の運営及び管理に関する
業務を行うこと。

(試験責任者の責務)

第七条 試験責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 試験計画書を作成し、又は変更した場合には、当該試験計画書の写しを信頼性保証部門に送付すること。

二 試験に従事する者が標準操作手順書及び試験計画書を利用できるようすること。

三 各試験が標準操作手順書及び試験計画書に従つて行われていることを確認するとともに、これらに定められた内容から逸脱があった場合には、試験に及ぼす影響を評価した上で、必要に応じて適切な改善措置を講ずるとともに、これらの内容を記録し、保存すること。

四 生データが正確に記録されていることを確認すること。

五 電子情報処理組織を用いる場合にあっては、当該電子情報処理組織が適切に作動することを事前に確認すること。

六 試験終了後に、試験計画書、最終報告書、生データその他の当該試験に関連する資料を資料保管施設に保存すること。

七 その他試験の実施、記録及び報告の管理に關する業務を行うこと。

(主任試験員の責務)

第八条 主任試験員は、委任された試験の一部について、前条各号（第一号を除く。）に掲げる業務を行わなければならない。

(試験に従事する者の責務)

第九条 試験に従事する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 この省令の規定、自らが従事する試験に関する標準操作手順書及び試験計画書に従つて試験に従事する者には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

二 生データを速やかに、かつ、正確に記録すること。

三 自らの安全及び衛生を確保するとともに、試験の実施に影響を及ぼすおそれのある健康上の問題を有する場合にあつては、その旨を試験責任者に報告すること。

(信頼性保証部門の責務)

(第十一条) 試験施設は、運営管理者により指名され、試験手順に精通した担当者からなる信頼性保証部門を置かなければならぬ。

二 信頼性保証部門の担当者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 標準操作手順書、主計画表及び試験計画書の写しを保存すること。

二 試験計画書がこの省令の規定に従つて作成され、試験の実施されたことを調査し、その記録を保存すること。

三 試験がこの省令の規定、標準操作手順書及び試験計画書に従つて実施されていることを調査し、その記録を保存すること。

四 最終報告書に試験の実施方法が正確に記載され、かつ、生データが正確に反映されていることを調査すること。

五 試験施設の設備及び管理について、定期的に調査し、その記録を保存すること。

六 第二号から前号までの調査の結果を書面で報告すること。

七 第二号から第四号までの確認を行つた日付及びその結果並びに当該結果を運営管理者及び試験責任者に報告した日付を記載した文書（第十八条第三項において「信頼性保証書」という。）を作成し、署名又は記名押印をすること。

八 その他当該試験施設で行われる試験がこの省令の規定に従つて行われることを保証するために必要な業務を行うこと。

九 試験系を識別するための全ての情報がそのまま収容場所又は容器（適切な頻度で清掃し、衛生的な状態が維持された収容場所又は容器に限る。）に表示されるとともに、必要に応じ、個々の試験系が識別できるよう適切な表示が行われること。

十 ほ場試験で使用される試験系については、飛散した農薬又は過去に使用した農薬の影響が及ぼないように行われること。

(被験物質及び対照物質)

第十二条 試験成績の作成に使用される機器、施設の環境を保持するために使用される機器その他試験を行うために必要な機器（以下単に「機器」という。）は、適切に設計され、十分な処理能力を有するとともに、適切に配置されなければならない。

機器管理責任者は、標準操作手順書に従い、定期的に機器の保守点検、清掃及び較正が行われることを確認するとともに、その結果を記録し、保存しなければならない。

定期的に機器及び材料は、試験系に悪影響を及ぼさないものでなければならぬ。

試薬及び溶液（以下この項において「試薬等」という。）は、その名称、保管条件、使用期限その他の試薬等を特定するために必要な事項について適切な表示が行われなければならない。

(機器、材料及び試薬)

第十三条 物理的化学的試験系として物理的化学的数据を得るために使用される機器は、適切に配置され、設計をされ、十分な処理能力を備えなければならない。その機能が維持されたものでなければならぬ。

生物的試験系は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(試験施設)

一 試験を実施するために必要な面積及び構造を有すること。

二 各試験の適切な実施を確保するため、異なる操作を適切に分離して行うことができる構

造を有するとともに、十分な数の部屋又は区
域を有すること。

三 疾病の診断、治療及び管理を行う部屋又は区域を有すること。

四 試験を実施する部屋又は区域と機器を保管する部屋又は区域が分離されていること。

五 被験物質又は対照物質の受領及び保管を行ふ部屋又は区域と媒体（被験物質及び対照物質を容易に試験系に投与し又は添加するため、混合、分散又は可溶化する目的で使用される物質をいう。第十四条第六号において同じ。）と被験物質との混合を行う部屋又は区域が分離されていること。

六 被験物質の保管を行ふ部屋又は区域が分離されていること。

七 試験を実施する部屋又は区域と機器を保管する部屋又は区域が分離されていること。

八 被験物質又は対照物質を最初に投与し又は添加する前に、一定の期間、試験環境に順応させられること。

九 試験系の入手源、受領日及び受領時の状態の記録が保管されること。

十 試験系を識別するための全ての情報がそのまま収容場所又は容器（適切な頻度で清掃し、衛生的な状態が維持された収容場所又は容器に限る。）に表示されるとともに、必要に応じ、個々の試験系が識別できるよう適切な表示が行われること。

十一 ほ場試験で使用される試験系については、飛散した農薬又は過去に使用した農薬の影響が及ぼないように行われること。

(被験物質及び対照物質)

第十四条 被験物質及び対照物質は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 被験物質及び対照物質の特性、受領日、有效期、受領した量及び使用した量の記録が保管されること。

二 被験物質及び対照物質の取扱い、サンプリング及び保管に当たっては、その均一性及び安定性が確認されるとともに、汚染又は混同が起らぬいよう手順が定められること。

三 被験物質及び対照物質の保管容器に、当該物質の識別情報、使用期限及び保管条件が表示されること。

一一 データの信頼性を担保するため、試験系の保管、収容、取扱い及び管理を行うために適切な条件が定められること。

一二 新しく受け入れた試験系は、健康状態が確認されるまで隔離されること。

一三 試験系に異常死又は疾病が発生した場合は、当該試験系のロットは試験では使用されないこと。

2
(経過措置)

この省令の施行前に開始した試験の試験成績については、第二条の規定による改正後の特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第二条の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。